

契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）への広告掲示に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、甲の施設である本庁舎において、乙が民間企業等を広告主としたタッチパネル式デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を設置することについて定めることを目的とする。

（広告掲示場所）

第2条 乙がデジタルサイネージを設置できる場所は、別途甲が指定する場所とする。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、広告掲示に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議し、その承認を得なければならない。

（使用の許可及び使用料）

第4条 乙は、前条の事業計画に基づきデジタルサイネージを設置するときには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、和歌山市長から和歌山市公有財産規則（平成15年規則第72号）に基づく使用許可をその設置期間について受けなければならない。

2 乙は、前項の使用許可を受けたときは、行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和39年条例第27号）に基づく使用料を和歌山市長に納付しなければならない。

（広告料等）

第5条 乙は、デジタルサイネージ設置場所が有する広告価値を利用する対価（以下「広告料」という。）及び前条第2項に定める使用料を合算した額として、年額 円（消費税及び地方消費税分を含む。）を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入するものとする。

2 デジタルサイネージに係る光熱費、タブレットの通信費は、乙の負担とする。

（広告主及び広告内容の審査）

第6条 乙は、デジタルサイネージにより掲示する広告の広告主の選定及び広告の内容について、和歌山市広告の掲載等に関する要綱（平成18年10月1日制定。以下「要綱」という。）を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲示できない。

2 乙は、前項の審査を受けるため、掲示する広告のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

4 甲及び乙は、広告主及び広告の内容について市役所の公共性及び美観並びに市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容の修正）

第7条 甲は、広告の内容が要綱に違反しているとき、又は市役所で掲示する広告としてふさわ

しくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項の修正にかかる費用は、乙が負担する。

(広告内容についての責任)

第8条 甲は、広告の内容に関する一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 乙は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。

3 第三者が広告の内容に関して苦情の申立て等を甲に対して行った場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第9条 乙は、広告の掲示に当たり、広告主との間で広告掲示に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(デジタルサイネージの設置及び広告映像等の製作及び掲示)

第10条 デジタルサイネージの調達、設置及び広告映像等の製作、掲示等に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。ただし、甲が乙に提供する行政情報の作成に係る費用は、甲の負担とする。

(作業の委託)

第11条 乙は、前条に定める作業を当該作業を実施することが適切な第三者に委託することができる。ただし、乙の委託を受けた第三者が前条に定める作業を本庁舎で行う場合には、乙は事前に甲の承認を受けなければならない。

(デジタルサイネージ設置に当たっての留意事項)

第12条 乙は、デジタルサイネージの設置に当たっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、デジタルサイネージの落下、破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して、前2項の規定により乙が配慮・遵守すべき事項についての助言又は指導を行うことができ、乙はその助言又は指導に従わなければならない。この場合において、当該助言又は指導に従うことによって生じる費用は、乙が負担する。

4 デジタルサイネージの設置及び撤去並びに広告映像データの変更等に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整した上で、甲が指定する日時に行うものとする。

5 掲載期間内であっても、庁舎内のレイアウト変更等により、やむを得ず、設置場所の変更や広告内容の全部または一部を中止することがある。また、設置台数及び設置場所については協議の上、変更する場合がある。

(デジタルサイネージの破損時の対応)

第13条 乙は、デジタルサイネージが破損及び汚損し、又は紛失したときは速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

2 甲は、デジタルサイネージの破損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧等にかかる費用は、乙が負担する。

(情報更新及び保守管理)

第14条 乙は、デジタルサイネージに係る行政情報については、1年に1回の更新を行うものとする。ただし、甲から行政情報更新の申出がなかった場合は、この限りではない。また、行政運営上急を要する等の理由で情報の更新や修正が必要となる場合については、乙は甲の申し出に対して速やかに応じるものとする。

2 乙は、デジタルサイネージについての保守管理を行うものとする。

3 乙は、前項に係る保守管理費用を負担するものとする。

(デジタルサイネージの一時撤去及び広告映像等の一時削除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にデジタルサイネージの一時撤去又は広告映像等の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(1) 甲の指定する期日までに広告料の納入がないとき。

(2) 乙が法令又はこの契約の内容に違反したとき。

(3) 広告主又は広告の内容が要綱に違反したとき。

(4) 第7条第1項による広告の内容の修正を乙が行わないとき、又は第12条第3項の甲の助言又は指導に乙に従わないとき。

(5) デジタルサイネージ設置及び広告映像等の掲示を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はデジタルサイネージの設置及び広告映像等の掲示を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除及び前項の再開にかかる費用は、乙が負担する。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなくデジタルサイネージを自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

5 第1項の規定に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、広告料が納入済の場合は、甲は、当該期間中の納入済の広告料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。

6 前項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、この契約を解除できる。

(1) 第4条の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。

(2) 法令に違反し又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。

(3) この契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人もしくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 乙又はその代理人もしくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(5) 乙が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(6) 第19条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。

- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。
- 3 第1項によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は、納入済の広告料を違約金とみなし乙に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。
(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用していると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、第3号に該当する法人等であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (7) 本事業に際して、乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害申告又は被害届の提出等を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、この契約を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（解除に伴う撤去等）

第20条 乙は、この契約が解除されたとき、又はこの契約の期間が満了したときは、自己の負担により遅滞なくデジタルサイネージの撤去を行わなければならない。

（一時撤去、一時削除及び解除に伴う広告主への補償等）

第21条 乙は、第15条第1項、第4項の規定に基づく一時撤去、一時削除又は第16条第1項、第17条第1項、第19条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、第6条第1項により広告の掲示が認められなかった場合、第7条第1項により修正を行った場合、第12条第3項による助言及び指導に従った場合、第15条第1項、第4項の規定による一時撤去又は一時削除がなされた場合及び第16条第1項による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求することができない。

2 甲は、この契約の履行に関して、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。

3 乙は、この契約の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。

4 前2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害及び紛争)

第23条 この契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決すること。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決すること。

2 前項に定める場合のほか、この契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(著作権等)

第24条 乙はデジタルサイネージ設置及び広告映像等の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、この契約に基づき本庁舎に設置されているデジタルサイネージ及び広告映像等が掲載されている写真又は画像データを、本庁舎や事業の紹介等の行政目的のために和歌山市が作成し、又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害するおそれがある場合は、この限りでない。

(行政広報映像等の流用禁止)

第25条 乙がこの契約に基づいて設置したデジタルサイネージで掲示する行政案内画像等は、甲の提供する行政案内図の素材をもとに、乙が甲の委託を受けて作成（データ変換等を含む。）するものとする。

2 甲は、乙に提供する行政案内図の素材の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政案内図の素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

3 甲は、乙がこの契約に基づいて設置したデジタルサイネージで掲示するために作成した甲の行政案内図を、乙のデジタルサイネージ及びタブレット以外で放映してはならないものとする。ただし、あらかじめ乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第26条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継

承し、又は担保に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(機密の保持)

第27条 甲及び乙は、この契約の実行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴訟は、和歌山市を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第30条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかより期間満了日の2か月前までに書面による申出がない限り、当該期間満了日の翌日から自動的に1年間更新するものとし、以後、令和13年3月31日まではこの例による。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙